

窓口支援担当者の業務

窓口支援担当者は窓口運営事業の事業責任者による知財総合支援窓口のマネジメント（全体管理）のもと、窓口運営事業者と協力しつつ、発明推進協会事務局からの指揮命令を受け、中小企業等を対象として、以下の業務に従事する。

窓口支援担当者は、I N P I Tが提供する相談実務ガイドライン等の遵守を徹底するとともに、知財総合支援窓口の円滑な運営のため、事業責任者からの業務サポート依頼を受けつつ、常に窓口運営事業者、専門家との情報共有や協力関係のもとでの業務実施を徹底する。

本事業において実施する相談対応及び支援は「助言」「アドバイス」までに止め、出願等の手続き代行や願書、明細書等の書類作成等の「代理行為」と受け取られる対応は行わないよう留意する。

知財専門家（弁理士・弁護士等）を活用した支援の場合であっても、支援はあくまでも「助言」「アドバイス」の範囲に止め、明細書作成・契約書作成・調査代行・交渉案件立会い等の相談者に「専門家に代理して貰った」と受け取られるような対応とならないよう留意する。

(1) 知財総合支援窓口の業務サポート（詳細は「別添3」参照）

窓口支援担当者は、知財総合支援窓口の円滑な運営のため、以下の業務サポートを行う。

- ①域内の中小企業等に対する相談対応及び支援
- ②域内の中小企業等に対する周知活動
- ③報告シートの作成による相談支援活動及び周知活動の内容の報告
- ④域内の支援機関等との連携を推進するためのネットワークづくり
- ⑤産業財産権制度及び中小企業支援策の最新動向の把握
- ⑥その他、「知財総合支援窓口 相談ガイドライン」を確認の上、業務を実施する。

(2) 企業訪問による課題発掘、支援ツールの試用

①知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図る中小企業等を発掘し、積極的に訪問するとともに、企業へのヒアリング等を通じて課題を顕在化した上で、経営戦略の中に知財戦略を取り込むべく、オープン・クローズ戦略や知財ミックス、海外展開等の知財戦略構築に向けた提案を行いつつ、専門家とも協働しながら課題解決支援を行う。

②事業成長が見込める有望な企業に対しては、課題に対して知的財産面から分析を行うIPランドスケープや知財ビジネス評価書等を試用して支援を行う。その際、IPランドスケープや知財ビジネス評価書は、窓口支援担当者が適宜作成するとともに、課題が複雑多岐である等、窓口支援担当者による作成が困難である場合は、発明推進協会事務局と相談の上、調査外注を行うことを妨げない。

なお、ここで想定するIPランドスケープ等は、必ずしも大規模なものである必要はなく、必要性に応じ、事業課題の一部に着目したものでよい。例えば、J-PlatPatを用い、以下のようなものを作成・活用できるように支援を行う。

- ・市場での自社ポジションをおおよそ把握するため、競合者の出願・権利化動向を下調査
- ・市場ニーズを踏まえた事業展開に必要な権利取得の可能性を予備評価するため、先行技術等を下調査
- ・事業評価の一環として、保有特許が事業をサポートしているかなどの予備評価